

令和元年度 第四回恵庭市特別職報酬等審議会会議議事録

※本審議会議事録は、審議会委員の発言の趣旨や審議の方向性を損なわない程度に要約や修正を行っております。ご理解願います。

1 日時 令和元年 10 月 24 日（木） 10 時 00 分～10 時 45 分

2 場所 恵庭市役 3 階 301・302 会議室

3 出席者

(1) 委員 中泉 澄男 会長

姉崎 敏一 委員、水野 みどり 委員、三上 まどか 委員

(2) 事務局 原田 裕 市長、横道 義孝 総務部長、高橋 卓也 総務部次長、
依藤 寿志 職員課長、辰下 知文 職員課主査、

4 傍聴者 1 名

5 審議項目

- ・ 恵庭市議会議員の期末手当の額並びに市長、副市長、教育長の期末手当の額について
- ・ 恵庭市議会議員の議員報酬における常任委員長職、議会運営委員会委員長職の新設及び各委員長職の報酬額について
- ・ 市長、副市長及び教育長の報酬額について

6 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 市長挨拶
- (3) 諮問書提出
- (4) 事務局より資料説明
- (5) 審議
- (6) 閉会

7 市長挨拶

おはようございます。お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。特別職報酬等審議会ということで、後ほど審議を行っていただきますことから、諮問させていただきますのでどうぞよろしく申し上げます。

特別職及び議員の報酬は市民の皆さまがたからの税金が元になっておりますので、それにふさわしい形の中で、あるいは理解のある中で決めるものと考えております。それぞれの立場での分野でのご活躍頂いている方からの忌憚のないご意見を頂きながら、適正な報酬額を定めたいと思っておりますので、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

恵庭市のお話をさせていただきますが、総合計画、総合戦略とすることで、魅力ある街づくりをしていこうということで、第1期の総合戦略に基づいて進めております。そのなかで、ガーデンデザインプロジェクトということで、道と川の駅の北側に公園を造成しようとしております。さらに、その北側には住宅地を去年の10月から販売しておりますが、人気の高さからほぼ完売しております。一方、恵庭の駅前には「えにあす」保健センターを移して複合的な施設を作りました。これは民間による建物を作っていただいてそこに市が間借りをする形で行っておりますが、赤ちゃんからお年寄りまで多くの人たちが訪れていただいています。このような取り組みを通じて、恵庭市に興味を示していただいて移り住んでいただく方々も増えてきていまして、先月末で人口が7万人の大台を超えることができ、とてもうれしいことでもあります。このような施策を切れ目なく行っていたかなければならないと考えております。恵庭は水、自然、農業といったものに優れ、地理的条件の整った街であります。私たちは市民と共にまちづくりを進めてまいりたいとよろしく申し上げます。

これから諮問させていただく案件について審議いただきたいとおもいます。

本日は誠にありがとうございました。

8 諮問書提出

9 審議開始

【会長】

ただいま諮問いただきましたが、改めまして本審議会にて審議する内容について確認いたします。まずは、本日諮問がありました、「期末手当の額について」と前回の審議会にて諮問があり継続審議となっております「議員及び特別職の報酬について」が審議内容となります。

初めに、議員及び特別職の期末手当の額についての諸資料の説明を、事務局からお願いします。

【事務局】

資料の説明に先立ちまして、恵庭工業クラブからご推薦いただいております藤井委員が異動に伴いまして、伊藤委員に変更となっているところですが、本日欠席しておりますのでこの場をお借りしまして委員の皆さまに報告させていただきます。

【事務局】

それでは、審議会の資料につきまして私からご説明させていただきます。

表紙を開いて頂いて1ページですが、特別職と市議会議員の報酬月額(いわゆる月々の給料)です。ここでは、恵庭市のほか石狩管内市である、江別市、千歳市、北広島市、石狩市の報酬月額を載せています。

まず、表ですが、参考として各市の人口を載せ、左から、市長、副市長、教育長の特別職と議長、副議長、議員の市議会議員の給料額を整理しています。

下には、特別職と市議会議員に分けて表の内容をグラフ化しています。まず、特別職のグラフを見てください。市長の給料月額は僅差ではありますが管内市では一番低い給料額となっています。副市長と教育長は下から2番目であり、管内の市の中で比較すると給料額が低い市に分類されます。また、

議員の報酬月額では、議長、副議長、議員については管内で比較すると4番目に位置しています。

続きまして、2ページ目は期末手当の支給月数等の管内市の比較です。期末手当の支給割合は管内の5市では2つに分けられ、支給月数が4.45カ月、役職加算が20%に規定している恵庭、江別、千歳と支給月数3.35カ月、役職加算を45%に規定している北広島市と石狩市に分けられます。恵庭を含め支給月数を4.45カ月に規定している3市は国家公務員に準拠し、3.35カ月に規定している2市は国の特別職、いわゆる内閣総理大臣や国務大臣の支給月数に準拠しています。なお、6月と12月の支給額を特別職及び市議会議員についてグラフ化しています。支給月数が2種類に分かれていますが、支給額については結果として大きく差が無いことが分かります。

次の3ページは、今年の8月に人事院から出されました勧告を抜粋しまとめたものです。期末手当、民間企業でいうところのボーナス以外の部分も一部ございますが、簡単にご説明させていただきます。人事院勧告ですが、労働基本権制約の代償措置として国家公務員の給与水準と民間企業の給与水準の均衡させることを基本に行うものです。今回の人事院勧告のポイントですが、月例給、ボーナスとも、民間給与と比較し、それぞれ引上げと勧告されております。また、民間給与との較差に基づく給与改定ですが、月例給の較差は、387円 0.09%となっており、ボーナスでは民間が4.51月支給、公務の支給月数は4.45月であり、民間のほうが0.06月高い結果となりました。

これらの結果から「給与改定の内容と考え方」になりますが、俸給表の引き上げを行うと共に、ボーナスについても、民間の支給割合に見合うように0.05ヵ月引き上げ、4.50月分と勧告されました。

続きまして4ページは、人事院勧告どおり改定した場合の増額による影響額です。

左側の「現行①」の列が現在の給料額、月数及び役職加算で算出した期末手当の年額です。例えば、現行の年額では市長で約451万円、議長で約235万円と算出されます。今回の人事院勧告を反映したものが矢印の先、勧告後②の列です。月数を0.05月増加させているため期末手当の年額が増えています。なお、月数以外の基本給及び役職加算に変更はありません。影響額ですが、市長が年50,700円となり、他の特別職及び市議会議員については表のとおりとなりました。なお、増加率はどの職も1.12%です。

最後になりなますが、P5は各市の財政状況を簡単にまとめた表です。なお、元となっているデータは平成29年度決算をベースにしたもので、各市が一定のルールに基づき算出した値を総務省で取りまとめています。その資料から本審議会に合致すると思われる数値をまとめました。

まず、人口ですが、最初のページで10月1日現在の人口を掲載していましたが、H29決算ベースで用いている人口は平成30年1月1日であるため、その時点の人口を載せています。

各市全体の歳入及び歳出ですが、概ね人口に比例しています。

地方税についても概ね人口に比例していますが、千歳市が頭一つ飛び出しています。これは千歳市より人口が多い江別市と比較すると、法人市民税と固定資産税がかなり多くなっています。おそらく空港に関する部分で差が出ていると考えられます。

単純な歳入や歳出については人口や市のインフラなど左右され、大きい街は財政規模が大きく、小さい街は小さいとなってしまう、単純に比較できないため、総務省で比較できる指数等を公表しています。それが表の真ん中より右に位置している数値です。

「財政力指数」から順にご説明申し上げます。財政力指数は大きいほど税収が多く財源に余裕があるといえます。なお、各数値の横に付されている丸数字は順位を示しています。財政力指数について恵庭市は「0.57」であり、5市中3番目となっています。地方税が多かった千歳市は「0.79」とかなり高くなっています。なお、余談ですが財政力指数は1.0を超えることはほとんどなく、札幌市も1.0を下回っています。ただ、道内で唯一1.0を超えている市町村があります。財政力指数が道内で唯一1.0を超えており、全国でも5本の指に入る財政力指数を算出しているのは、泊村で指数は「1.66」でした。泊村は、原子力発電所関係で発生する固定資産税や法人市民税などが町の規模に対して大きいため1.0を超えています。全国の上位5市町村を紹介させていただきますと、愛知県飛島村で2.15、福島県大熊町で1.70、次いで泊村の1.66、4番目が青森県六ヶ所村の1.64、5番目が長野県軽井沢町と愛知県みよし市が同率で1.53となっております。

続きまして、経常収支比率、別名「弾性力」と呼ばれていて、自由に使える収入のなかで、人件費や扶助費（福祉などの社会保障に係る費用）などが占める割合であり、比率が低いほど自由度が高く、逆に比率が高いと硬直化していると言えます。恵庭市は他市に比べて弾力性があると言えますが、全道平均を少し上回っております。

次に「実質公債費比率」ですが、これは借入金の返済額の割合であり、割合が大きいほど全体に占める返済額が多いこととなります。恵庭市は北広島市に次いで2番目に返済割合が少なく、必要以上に借入を行わない、または返せる借入れは繰上償還するなどして財政の健全化に努めています。

最後になりますが「将来負担比率」ですが、将来負担が必要となる費用の割合であり、率が高いと将来的に財政を圧迫する可能性があります。恵庭市は近隣市と比較しても、全道平均と比べても低い比率となっております。

このことから、恵庭市の財政状況ですが、比較的良好な財政状況であると言えます。

【会長】

事務局から期末手当の額、人事院勧告そして財務状況の説明がございました。恵庭市は道央圏に位置しておりますので条件がいいのかと思います。今の説明に対しまして各委員の期末手当についての意見を求めたいと思います。

【C委員】

ここ何年か人事院から増額で勧告されましたが、景気の動向によっては減額となることもあるのでしょうか。また、市議会議員の給与や賞与については、選挙が民間企業という査定や人事評価に該当するのでしょうか。

【事務局】

人事院勧告につきましても、昭和35年からの資料がございましたが、昭和35年から平成13年までは増額改定となっております。平成14年から平成23年までは減額されており、平成24年、25年は勧告が出ておりません。平成26年から景気回復により増額改定となっております。過去の勧告でも景

気動向によりマイナス勧告が出ていることから、民間の賞与が下がることがあれば、マイナス勧告が出るものと考えております。

【会長】

なお、市議会議員の件は次の審議で予定しておりますので人事院勧告のみの説明といたします。事務局から説明がありましたが何か意見はありますか。

【B委員】

事務局の説明で理解できましたので、提案のとおりでよろしいと思います。

【会長】

委員から何か意見ございますか。

【A委員】

事務局の説明のとおりでいいと思います。

【会長】

景気を感じ方は業種によって異なりますが、人手不足は誰もが感じていることだと思います。今回の勧告で給料の改定もあったとの説明がありました。再確認ですが若年層に配慮した給料改定だったのでしょうか。

【事務局】

人事院では今の給与体系では若年層の給料額が低いと考えているようでして、今回の勧告では若年層に手厚く改定することとなっております。

【会長】

他に意見がないようでしたら、特別職、市議会議員の期末手当については、人事院勧告に基づいて改定するというところでよろしいですか。

【各委員】

(よろしいです、との声)

【会長】

続きまして、継続審議となっております、恵庭市議会議員の議員報酬における常任委員長職、議会運営委員会委員長職の新設及び各委員長職の報酬額について事務局からお願いします。

【事務局】

市議会議員の報酬についてですが、市議会議員の報酬の審議を行うに至った経緯としては、平成30年度に市議会からの市長への審議の申し出があり、本審議会に諮問させていただいたところです。

今般、市議会から審議の取り下げがありました。取り下げの理由としては、4月の選挙後に新体制

になり議会改革の議論を行っている最中であり、議員報酬については会派交渉会などで方向性を議論していくことで協議されたところです。議会改革の議論が一定程度の結論に達したときに、再度審議依頼を行いたいと考えておりますことから、議長から市長に対して審議の取り下げがあったところです。

【会長】

市議会から審議の取り下げ依頼があったとのことですが、ご意見ございますか。

【A委員】

報酬増額の審議依頼をしていたにもかかわらず、取り下げをすることに対して流れが見えないと理解ができない。場合によっては議員報酬を上げることも必要になると思うが、今はインターネットなどの手法を用いることによって議員活動の負担が軽減されていることもあり、議員の数を減らして、それを報酬増に充てるべきだと思う。取り下げを行うとのことだが、報酬を上げたいと言った時にどのようにするのか。

【事務局】

議会は新規の議員も増えたところです。その新体制で改めて議論を行いたいということで、報酬や議員数も含めた議員改革を審議するものと思われまます。新たな体制で方向性を出して、改めて審議をお願いしたいと議会では考えているようです。

【会長】

新しい議員も増え、改めて議会の中で審議も必要でしょうし、取り下げがあったものを本審議会ですべて以上審議することもないかと思えますので、審議を行わないとしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

(よろしいです、との声)

【会長】

続きまして、第1回に諮問があり継続審議となっている、市長や副市長などの特別職の報酬について審議したいと思います。事務局から何かございますか。

【事務局】

議員報酬の審議や選挙などがあったため、継続審議の状態になっている特別職の報酬ですが、近隣市町村の報酬についてこれまでに開催した審議会では皆さまに説明してまいりました。近年の景気が上向きであり、人事院勧告に伴う賞与の改定を行う市町村は多くありましたが、報酬を変更する市町村は石狩管内を含めてほとんど無く、全道的に給料額を増額するほどの景気動向ではないと判断されているのではないかと考えております。

【会長】

このことについて委員の皆さんご意見ございますか。

【A委員】

事務局の説明では、特別職の報酬を改定しないという方向性に聞こえましたが、そのような判断は審議会で行うものと思いますが。

【事務局】

言葉足らずで誤解を与えたのであれば大変申し訳ありません。当然にして、判断は審議会で行うものでございます。期末手当を増額改定している市町村は多くありますが、給料額を改訂している市町村がないため、景気動向を含めて総括的にご説明させていただいたところであり、報酬を改訂しないといった意図でご説明したわけではございません。

【A委員】

わかりました。

【会長】

景気を感じ方については個人差もあると思いますが、近隣市の状況を参考にすると特別職の報酬については「変更なし」として結論付けたいと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】

(よろしいです、との声)

【会長】

それでは、特別職の報酬額については改定を行わないことで審議をまとめます。また、確認になりますが、1の期末手当の改定は本年の人事院勧告どおりの内容として答申します。事務局から何かございますか。

【事務局】

答申の方向性は人事院勧告どおりということですし、報酬額の改定も行わないと審議がまとまりましたので、答申書の詳細について、再度委員の皆様にお集まりいただくのも大変なことと思います。答申書の詳細と、市長への答申については会長と会長代理に一任していただくのはいかがでしょうか。本日欠席している会長代理につきましては事務局からご連絡しておきます。

【会長】

事務局から提案がありましたとおり、答申の方向性については決定していますので、答申書の文言や答申書の提出については、会長である私と会長代理に一任いただいてもよろしいでしょうか。

【各委員】

(よろしいです、との声)

【会長】

ありがとうございます。それでは本日の審議は終了いたしますが事務局から何かありますか。

【事務局】

本日の審議会で、本日諮問したものも含めて全ての審議が終了いたしました。特別職報酬等審議会条例により審議がすべて終了したときには審議会が解散することとなっていることから、答申終了後に審議会が解散されますので、実質的に本日の審議会が最終となります。会長から一言ご挨拶をお願いします。

【会長】

2年間という期間でありましたけれども、委員の皆さま御苦勞さまでした。特別職などの給料などを決定することは少し荷が重い審議会だなと思いました。恵庭市はバランスのとれた施策を行った結果、人口が7万人を超えたのかなと思います。行政にはこれからも市の発展のために努力していただきたいと思えます。委員の皆さまにおかれましては、様々な分野で行政に携わりご活躍されるものと思えます。委員の皆さまありがとうございました。

【事務局】

会長ありがとうございました。これをもちまして審議会を終了いたします。委員の皆さまありがとうございました。

以 上